

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成 29 年4月 21 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件**

**厚生年金保険関係 5件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1600161 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1700009 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年6月1日から平成26年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年6月から平成26年6月までの期間及び同年8月の標準報酬月額については、平成25年6月から平成26年4月までは20万円から30万円、同年5月は20万円から28万円、同年6月及び同年8月は20万円から30万円とする。

平成25年6月から平成26年6月までの期間及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月から平成26年6月までの期間及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年6月1日から平成26年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が20万円から30万円に訂正されているものの、保険給付の対象にならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成25年6月1日から平成26年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、A社から提出された賃金台帳により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額を支給され、28万円ないし34万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成 25 年 6 月から平成 26 年 6 月までの期間及び同年 8 月の標準報酬月額については、上記の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成 25 年 6 月から平成 26 年 4 月までは 30 万円、同年 5 月は 28 万円、同年 6 月及び同年 8 月は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の標準報酬月額を訂正（20 万円から 30 万円に）する届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、平成 26 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、上記の賃金台帳により、請求者は、20 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20 万円）を超えないことから、訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600242号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700006号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

私は、A社において、請求期間に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された普通預金元帳により、請求者は、請求期間にA社から賞与(4万379円)が振り込まれていることが確認できる。

また、複数の同僚から年金事務所に提出された賞与支給明細書により、当該同僚は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において、当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間の標準賞与額については、上記の普通預金元帳において確認できる賞与振込額及び同僚の賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与

支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1600243 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1700007 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を54万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

私は、A社において、請求期間に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された預金元帳により、請求者は、平成18年12月8日にA社から賞与(42万216円)が振り込まれていることが認められる。

また、複数の同僚から年金事務所に提出された賞与支給明細書により、当該同僚は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において、当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記の預金元帳において確認できる振込日から、平成18年12月8日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間の標準賞与額については、上記の預金元帳において確認できる振込額及び同僚の賞与支給明細書において推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、54万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600245号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700008号

### 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月12日の標準賞与額を14万4,000円、平成16年3月31日の標準賞与額を3万円、同年7月15日の標準賞与額を8万円、同年12月15日の標準賞与額を16万円、平成17年7月15日の標準賞与額を8万6,000円、同年12月15日の標準賞与額を12万5,000円、平成18年12月15日の標準賞与額を15万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年3月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年7月  
⑥ 平成17年12月  
⑦ 平成18年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑦までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、金融機関から提出された「普通・貯蓄預金補助元帳」又は「預金元帳」(以下あわせて「預金元帳等」という。)、請求者から提出された当該期間に係る賞与支給額、控除額等を記録した資料(以下「賞与資料」という。)、同僚から提出された賞与明細書及び事業主の回答により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑥までの賞与支給日については、上記預金元帳等により確認できる振込日から、請求期間①は平成15年12月12日、請求期間②は平成16年3月31日、請求期間③は同年7月15日、請求期間④は同年12月15日、請求期間⑤は平成17年7月15日、請求期間⑥は同年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記の預金元帳等、賞与資料及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は14万4,000円、請求期間②は3万円、請求期間③は8万円、請求期間④は16万円、請求期間⑤は8万6,000円、請求期間⑥に係る標準賞与額については、上記の預金元帳、賞与資料及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

請求期間⑦について、事業主から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑦の賞与支給日については、上記預金元帳により確認できる振込日から、平成18年12月15日とすることが妥当である。

また、請求期間⑦の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、15万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600270号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700005号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年6月27日の標準賞与額に係る記録を77万円とすることが必要である。

平成20年6月27日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年6月27日

A社から育児休業期間中である平成20年6月27日に賞与が支給されていたが、会社が届出を忘れていたため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2008年6月度賞与明細」(写)及び同社の回答により、請求者は、平成20年6月27日に同社から770,800円の賞与を支給されていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成20年\*月\*日から同年\*月\*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申し出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業主が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことにより、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申し出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からの育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細(写)における賞与額から、77万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600239号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1700003号

## 第1 結論

昭和46年\*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年\*月から昭和53年3月まで

私が20歳になった時、自営業の父が、私に国民年金の加入を勧め、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。大学を卒業後の就職した際、父から「今まで親として国民年金保険料を納付してきたが、これからは自分で払うように」と言わされたので、父が請求期間の保険料を納付していたと思う。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった時、請求者の父が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者の父は既に亡くなっていることから、その証言を得ることができず、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和53年9月頃に行われ、その際、国民年金の強制加入被保険者として、請求者の20歳到達時に遡って資格取得したことが推認されるところ、当該国民年金の加入手続が行われたとする同年9月時点を基準にすると、請求期間の大部分は、時効により国民年金保険料の納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に別の記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600244号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700010号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 18 年 12 月

私は、A社において、請求期間に賞与を支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、A社から賞与の支給を受けたと主張している。

しかしながら、A社は、既に解散し清算結了していることが閉鎖事項全部証明書により確認できるところ、同社の元事業主及び同社が解散する直前に分割した事業所に照会したもの、当時の資料等を得ることができない上、請求者も、請求期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持しておらず、さらには、振込先金融機関名及び口座番号については分からないと回答していることから、請求期間において請求者に賞与が支給された事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、B市から提出された「平成 19 年度課税 個人住民税 課税内容照会」から、請求者の平成 18 年の給与収入及び社会保険料控除額の年間総額は確認できるものの、当該資料のみでは、請求期間の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。